

健介事第 560 号
令和 7 年 8 月 22 日

指定訪問介護事業所
運営法人代表者 様
管理者 様

横浜市健康福祉局介護事業指導課長

令和 7 年度同一建物減算（12%減算）の判定について（通知）

日頃から、介護保険サービスの適切な提供に御尽力いただき、誠にありがとうございます。

令和 7 年度同一建物減算（12%減算）の判定の実施についてお知らせいたします。令和 6 年度報酬改定により、指定訪問介護事業所は、毎年度 2 回、前期、後期の判定期間に当該事業所における指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90%以上である場合は、当該事業所が実施する減算適用期間の同一敷地内建物等に居住する利用者に提供される指定訪問介護のすべてについて減算が適用されます。

については、横浜市ホームページ掲載資料をご確認いただいた上で、判定結果の算出をお願いいたします。判定の結果、指定訪問介護の提供総数のうち、同一敷地内建物等に居住する利用者に提供されたものの占める割合が 90%以上の場合は本市へ加算届を提出する必要があります。90%以上に至ったことについて正当な理由があるとして非該当と判定しても本市へ提出が必要です。

なお、令和 7 年度以降は判定期間が前期（3 月 1 日から 8 月 31 日）の場合は、減算適用期間を 10 月 1 日から 3 月 31 日までとし、判定期間が後期（9 月 1 日から 2 月末日）の場合は、減算適用期間を 4 月 1 日から 9 月 30 日までとします。

また、作成した書類については、提出の有無に関わらず、事業所にて 2 年間保管しなければなりません。

<加算届提出期限>

【前期】：令和 7 年 9 月 16 日（火）23 時 59 分【厳守】

【後期】：令和 8 年 3 月 16 日（月）23 時 59 分【厳守】

<提出方法>

横浜市電子申請・届出システムによる申請

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/9a760c73->

[422c-48ec-be55-cd5f05a49a2d/start](https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/02.html#19F2E)

※郵送、持参、厚生労働省電子申請届出システムで提出した場合、再度、横浜市電子申請・届出システムで提出し直す必要がありますのでご注意ください。

加算届様式等については、本市ホームページに掲載しています。
以下 URL から最新版をダウンロードのうえ作成・提出してください。

【訪問介護 加算】

<https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/3kasan/02.html#19F2E>

担当 横浜市健康福祉局介護事業指導課
E メール kf-kjkyotaku@city.yokohama.lg.jp